

議会だより

発行・編集
 東成瀬村議会
 議会事務局
 印刷
 (株)増田印刷所



植樹祭
 52年5月長倉で撮る

官行造林の 部落還付金

官行造林を伐採したときは村収益の三割を部落に還付する村条例があるが、還付対象部落の定義が明確せず未還付に対して、また、学校林についても部落に還付金を交付すべきでないか。との一般質問がなされた。

質す!!

五十四年度村一般会計予算 十四億二千三百九十万円

村議会 三月定例会から 二十六議案 原案可決

五十四年度村議会三月定例会は、三月九日招集され、会期を十六日までの八日間とし、議案二十六件、陳情・請願二件を原案可決及び採択として終わりました。

村長施政概要

景気浮揚を目指した五十三年度の予算は殆んど消化し、各種の整備に大きく積み重ねを致しました。五十四年度の予算は、財源の見直しから十億円内外の景気維持型の予算を組む方針でしたが、その後東成瀬小学校改築をはじめ、住民需要に應えるべく、かつてない大型予算となり、起債も大幅に増加しました。しかし、五十四年度で学校建設も全部終わり、永久橋も殆んど実行し、五十五年度からは巨費を要する事業も予想されず、十六億に及ぶ起債も交付税の対象となる有利なものが多く、また、基本財産造成の起債も多分に含ま

れており、償還は至難なものとはとらえておりません。
明年度事業計画は、去る三日総務課長から説明されましたとおり総務、民生、農林、土木を通じ三十七項目にわたり、投資的経費の予算全額に占める割合は四十九・六％に達しております。
なお、特別会計の水道関係は、大柳地区給水人口三百二十三人を対象に計画し、これが完成すると全村給水率は七十九・二五％になり、広域圏内他町村に大きく差をつけました。今後も未実施地区の解消に努力したいと思っております。

今回の提案件数は二十五件ですが、詳しくは関係課長から述べてもらいます。
役場の事務態勢は、昭和四十四年から係制であったものをグループ制に、そして、四十六年課制にし大幅人事異動を行い、七年を経過しました。新庁舎移転を機会に機構の一部を改正し、産業建設課を産業と建設に二分し、その性格をはっきりさせて、職員により多くの事務に慣れさせ、意欲的な取り組みを目的に、近く大幅の異動を行うべく最後のつめに入っております。

職 区 分	報酬の額	報酬の額
農業委員	長 月額11,000円	月額12,000円
会の委員	委員 月額9,500円	月額10,000円
教育委員	委員 月額10,000円	月額11,000円
教育の委員	委員 月額9,000円	月額10,000円
選挙管理委員	委員 月額8,500円	月額9,000円
会の委員	委員 月額6,500円	月額7,000円
監査委員	議長 月額6,000円	月額6,500円
特別報酬	出 知 識 経験者 月額7,000円	月額9,000円
特別報酬	審議会委員 月額3,000円	月額3,500円
体育指導員	長 年額15,000円	年額16,000円
社会教育委員	館 日額3,000円	日額3,500円
公民館長	本 月額55,000円	月額60,000円
分	年 月額5,500円	月額6,000円

〔特別職の職員の非常勤のもの〕
次表のとおり改正したものに改める。

〔村議会議員の報酬条例を改正〕
議長 八万五千円から九万五千円。
副議長 七万五千円から八万五千円。
議員 七万円から八万円とし、五十四年一月から適用としたものです。
〔三役、教育長給与条例を改正〕
村 長 三十三万円から三十六万三千元。
助 役 二十八万円から三十万八千元。
収入役 二十六万五千円から二十九万二千元。
教育長 二十三万一千円から二十五万四千元とし、五十四年一月から適用としたものです。

〔課室設置条例を改正〕
従来の産業建設課を産業課と建設課に分けたものです。

〔山村開発センター使用料徴収条例を改正〕
食堂施設使用料一ヶ月五千円としたもの。但し、電気、ガス、水道料金は別に徴収するものです。



2月からオープンしたセンター食堂

〔老人憩の家設置条例を改正〕
田子内老人憩の家を設置したものです。



竣工した老人憩の家

〔消防団給与条例を改正〕

管外訓練手当、管外教養技術研修手当一回につき三千元、大会出場訓練手当一回につき二千元、管内訓練手当一回につき一千元としたものです。



〔消防団員の定員、任免に関する条例を改正〕

消防団員の定員を二八七名から三一七名に改正し、本部長（役場職員）を置くことにしたものです。

〔村消防団設置条例を制定〕

本条例を設置したものです。

〔村営土地改良事業分担金徴収条例を制定〕

土地改良法に基づかない事業に対する分担金を徴収する場合に必要であり、従前の条例を廃止し、新規に制定したものです。

〔村簡易水道事業職員定数条例を制定〕

簡水事業に正職員を一人置くことにしたものです。

〔助役の選任について〕

後藤幸司現助役の任期が本年四月二日で満了となるため、再任に同意したものです。

〔五十三年度村一般会計補正予算〕

村一般会計歳入歳出に一千七百七十二万六千円を追加し、それぞれ総額十三億四千六百四十四万五千円としたものです。

歳入の主なものは、村民税の個人分所得割増五百八十二万三千元、純固定資産税四百三十八万二千元、村債三百五十万円などです。

歳出の主なものは、沼ノ上行造林収入部落還付金四百九十八万四千元、国保（施設）特別会計繰入金一千六百四十二万二千円などです。

〔五十三年度村国保（事業勘定）特別会計補正予算〕

村国保（事業勘定）特別会計歳入歳出に九百二十万二千円を追加し、それぞれ総額一億五千五百四十八万一千円としたものです。

〔五十三年度村国保（施設勘定）特別会計補正予算〕

村国保（施設勘定）特別会計歳入歳出に一千万六千円を追加し、それぞれ総額四千九百四十八万円としたものです。

〔五十三年度村簡易水道特別会計補正予算〕

簡水会計歳入歳出に二十五万六千円を追加し、それぞれ総額一千三百九十六万三千円としたものです。

千円を追加し、それぞれ総額一千三百九十六万三千円としたものです。

〔五十三年度村十文字学生寮特別会計補正予算〕

十文字学生寮会計歳入歳出を五十四万円減額し、それぞれ総額八百九十二万二千円としたものです。

〔村職員定数条例を改正〕

村職員のうち、村長事務部局の職員定数を五十人から五十三人に改正したものです。

〔五十四年度村一般会計予算〕

五十四年度村一般会計予算総額を、歳入歳出を十四億二千三百九十万円としたものです。

歳入の大きなものを項目別に見てみますと、地方交付税六億四千四百万円（予算総額に占める割合は四十五・二％）、村債三億八千四百二十万円（同二十七％）、国庫支出金一億九千五百二十九万五千円（同十三・七％）、ちなみに村税は五千三十一万五千円（同三・五％）となっています。

歳出面での大きな事業は、東小建設費二億八千九百十六万円、消防防災無線施設事業費八千六百七十四万三千円、中学校プール建設費三千七百三十五万円、中学校クラブハウス建設費二千四百十万円、村道大沢線改良、迎田線改良、桐坂線深線改良、城下線改良、草ノ台線舗装、ヤビツ線改良舗装、岩

井川東村線側溝改良、滝ノ沢平良線舗装、岩ノ目線舗装で、総額一億二千九百二十万円、手倉地区ほ場整備事業費二千四百四十四万円などとなっています。

なお、五十四年度末の村の起債は十六億一千五百四十七万六千円になると見込まれています。

ほか、五十四年度各特別会計歳入歳出予算額は次のとおりになりました。

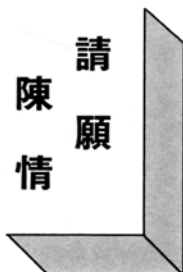
○五十四年度村国保（事業勘定）特別会計予算
一億六千五百六十六万七千円

○五十四年度村国保（施設勘定）特別会計予算
三千八百三十五万円

○五十四年度村簡水特別会計予算
一億五千三百九十八万三千円

○五十四年度村十文字学生寮特別会計予算
六百四十八万円。

○五十四年度村農業機械管理特別会計予算
一千九百九十六万八千円。



米飯学校給食実施についての請願

請願者 東成瀬村農協長

紹介議員 高橋 東美外140名

谷藤 宗夫

当面は週三日以上の米飯給食とし、近い将来は米飯完全給食にしてほしい請願。

審議の結果、採択と決定。

東成瀬小学校スキー場整備についての陳情

役場うしろの東小スキー場中腹の段々畑を買収して整備していただきたい陳情。

陳情者 東小PTA会長

佐々木 良雄

審議の結果、採択と決定。



段々の多いスキー場



一 般 質 問

昭和54年第1回定例会一般質問は、本会議2日目の3月13日、高橋東美議員、後藤作議員、柳邦夫議員の三氏により行われました。

米飯給食の完全実施について

問—米消費拡大の結びつきで学校米飯給食の完全実施につき村長に伺いたい。

米の消費拡大で、学校給食米は三十五パーセントの値引き率から五十四年度は六十パーセントまで引き下げという中で、村でもそれと相まって米飯給食に取り組むことができなしかお伺いします。

村長答—米の消費拡大の一つとして学校米飯給食が全国的に叫ばれておりますが、食べ物生命を維持するために大事なもので、カロリー、ビタミン等分析して給食をやっている訳ですが、好みも考えなければならぬと思います。

先に、子供達の実態を調査した結果、米飯の良い子、パン、めん類が良い子もおりますので、時の行政の押し付けとか便利主義で学校給食を考えるべきでないと思えます。学校給食のあり方を村ばかりでなく国の問題として取り上げる必要があるのではないかと思っています。

農業生産施設投資に対する利子補てんは

問—今村の農家において、農業所得の向上、出稼き解消の考えから

特産事業に取り組んでいる訳ですが、畜産振興に多額の補助、補てんしているように、きのご栽培、葉たばこ、乾燥施設等に対しても利子補てんすることができないものか。

これらは、一時的な資金の施策としてでなく、村の実態を検討しながら五年、十年と所得を高めるための投資に対して、仮に一千万円借りの場合、利子の半分で利



ズコリ
ガメクリ
オナナツ

子補てんされたら農家はどれだけ助かるかもしれないし、出稼き解消にもつながるこれらの施策に対する村長の考えを伺います。

村長答—村の産業振興には色々施策をしましたが、利子補てんというのですが、ただここで考えなければならぬことは、利子補てんの必要なしとは私思いますが、それに頼ってはいけません。自力更生の精神なくしては百年加勢を待つようないかと思いません。その一例として畜産の種付け料金は大幅に村で補てんするという甘えから、熱心に

なっていれば一回で発情確認できるものを七回、八回にもわたっているということ。商工会関係においても、④資金の補償、補てん等してあり、これを拡大しますと村民全部に利子補てんしなければならぬと考えられます。

農業経営上大事なこととは利子補てんよりも補助制度にもついても十年を目途としてこれから問題が出てくると思えますし、また、やらなければならぬと思えます。

水田を多様化し有効に使用できるようにしなければならぬが、いかに土地改良してもそこへの技術が不足の場合、また、作つた物の流通がまずくは捨てたも同然で関係者とする話合いしその方向づけをしなければならぬと考えております。

学生寮入寮者オーバーについて

問—十文字学生寮入寮について教育長に伺います。

学校教育の均等をねらい特に岩井川以南の父兄の大きなねらいが学生寮の建設だつたと思えますが入寮希望者が多く足切りとなることは不公平となり、生徒全員に恩恵があるよう学生寮の増改築等の考えがあるものか。また、定員をオーバーした場合、選考委員会でき

れば地域的な配慮はなくあくまでも抽選で決定するものか伺いたい。

教育長答—今年度の中学校卒業予定者は七十一名のうち五十三名が進学予定。学生寮定員は四十名であり、現在十四名入寮することができ、現在までの入寮希望者は男十名、女二名です。入寮希望締め切り日が三月十六日です。定員オーバーの場合は運営委員会を開き選考会で抽選で入寮していただく以外に現在のところないと思えます。今後拡張するかどうかについては村執行部とも話し合いをしておりますが今後検討していきたい。なお、雄勝広域圏で寮を建設やにも伺っておりますが、これも具体化するかはわかりません。

また、学生寮は、全村の全日制高校入学者を対象としておりますので、大柳だから田子内だからという地域的制限は設けておりません。

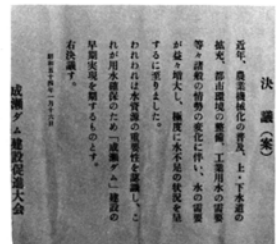
(学生寮)



成瀬ダム建設について

問―成瀬・菅生ダム築造期成同盟会が結成されておりますが、建設により本村だけでなく、平鹿、雄物川等に広域的に役立つものと思いますが、ただ、工事に着手した場合、あそこにある草地と村の青年が農協を通じて高冷地野菜の栽培をしている土地が水の中に入るのでないかと思えます。このような機会に大柳橋向こうに試作地として措置できないか。また、松山台住民に失礼ですが、このような事業に合わせて集落再編成ができないものか伺いたい。

村長答―成瀬ダムについては数十年來話題になったことでありましたが、実現をみないままです。北俣と赤滝の合流点が、再び見直され昨年秋から四百萬円で調査が開始されております。五十四年度は開くところで六百五十萬円で継続仮調査をやる予定、五十五年度は本調査をやる予定です。そして五十六年度に着工し、六十年年度に完工したいというようなことを関係者から聞いております。旧來の灌漑ダムから、発電、上下水道、工事用水等多目的ダムが望まれておる訳で、成瀬ダムはどのような規模構構かは存じませんが、関係省庁、県並びに県出身国會議員も中央折衝に意欲的に取り組んでおると聞いております。



民家の埋没はないと言っておりますが、土地所有者、林野庁関係もありますので私としては絶対賛成と言いつけることは控えたいと思っておりますが、調査過程においては大いに協力したいと思っております。草地、高冷地野菜栽培地の埋没集落再編成についてはこれからのことであり、細かなことは申し上げられない訳で、農業関係は特に農協さんの分野も多いので協議しながら六十年完工まで効果的に進めて広い地域に恩恵を与え、本村の財政をうるおし、観光、交通その他の利益につながることを期待したいと思っております。

建設業労働者の退職金制度について

問―建設業退職金制度が実施されて四年になりますが、本村における加入状態は昨年十一月三十日現在では一業者二十人が加入しております。この制度は、業者負担もなく労働者負担もない制度で、公

共事業の場合は、事業の発注者が例えば土木の場合は工事額の〇・三五%、建築の場合は〇・二五%が上積みされる規定になっております。工事を発注した場合は業者が証紙を買っていただくかなければならないが証紙は銀行が販売しており、証紙を買った納付書を事業発注主に対して必ず送り返さなければならぬというものでなく、求められた場合提出しなければならぬことになっております。ですから事業を請負う人は必ず証紙を買うということになっており、それが従業員の方々に適用されないということになればそれがすたつてしまう訳です。

ちなみに、退職金は二年間で六万円、仮に四年間で十二万七千円支給されます。この制度があるにもかかわらず出稼ぎ先の業者が加入しておらないし、労働者の方々も適用されておらないので、出稼ぎ訪問等でも加入促進すべきでないかお伺いします。

産建課長答―建設退職金制度に労働者全員適用させるためには、建設業者がこの組合に加入することが先決でございます。それで、事業主が負担する建て前の退職金の掛金は、村では設計の段階で現場管理費、一般管理費等に積算し制度の育成をしております。なお、地元業者に対しては講習会等で説明し、村建設業協会等とも協議し加入促進に努めたいと思っております。

観光開発について

問―村の観光開発につき、村地域問題懇談会がまとめた基本構想は西栗駒と焼石を基本とした観光開発と合わせて当面温泉開発は最も急を要するものとしております。議員からも機会あるたびに提起されまた、一般住民からも冷泉の沸し湯でもよいから早く実現してほしいと切実な要望があります。実現することにより、自然休暇村とか保養センター、スキー場などの建設を進めるならば雇用条件等もでてくると思っております。これら一連の事業を進めるためにはどうしても行政の充実した指導が必要だと思います。

温泉が出ないようだからとか、従来からかかっていたばくち的なものだからという感じがしますがこれではなかなか前進しないと思っております。もう少し積極的に行いますのでどうかお伺いします。

村長答―観光は、あるのと造るのとありますが、私たちの村には少

部分景色のいいところがある訳ですが大きなポイントがない。従って大幅の観光客を誘致することにつながらないのが現状です。観光というのは、村外からのお客をつかまえて村内に金をおとしてもらいたいのがねらいと思っておりますが、マイカー時代になって金をおとしていかないのが現状のようです。なお、観光は水のものと言われて観光倒産という言葉も聞きます。さればとて観光開発を全々やらないということでもなく非常に必要だと思います。観光の拠点は温泉開発だと思っておりますがこれも調査に時間をかけなければいけない。権威者に頼んで着々やってみる訳ですが、地下資源は逃げていかないものだからよく調査してやった方がよいという話でございます。須川観光もあります。これは国有地でありあじろ路があり、同時に半年観光ということで企業は腰を上げないようです。観光客のためドライブインを村でと言われますが、このようなのは気持のある人がやっていただければと思っております。



色々な調査でボーリングするが湯には当たらない

勝共連合のおし売り 寄付行為について

問―勝共連合のインチキ販売から村民を守るために村当局の対策をお伺いしたい。

まず、勝共連合のインチキ思想とインチキ販売につき若干説明したい。これは今大きな社会問題になっておりませんが、「国際勝共連合」(統一協会)と言うのは、「別名「原理研究会」とも言っておる団体のことであり、韓国の朴政権の先機関であり、共産党に打ち勝つことを公言して、選挙があれば全国いたるところで革新つぶしとして不法選挙妨害する団体であつて、何ものにもまさつて自分達の原理が優先とする狂気の集団です。これら原理講論に洗脳された青年たちが手をかえ品をかえ募金活動にかり出されています。勝共連合として村内に入つてきているのは数年前からですが、スパイ防止法とか白百合の会とか最近ではNHKの名前を勝手に使つて問題になつていますが、この販売方法は、千円で買つてほしいといふのでいらぬといふ言つても帰らず、五百円でも出すとやつと帰るといふやり方。寄付行為については、最初の一軒の家へ行き二百円もらいそれを千円とかに書き、次の家ではあそこの家ではこんなにもら

つてきたという手口です。本村に入つてくる村の対応は非常になまぬるいやり方でないかと思ひます。広報で注意を呼びかけるとか、各種会合の時注意の徹底など、また被害を受けた場合の窓口を具体的に決め、相談に応じるような施策が必要と思ひますが、これに対する考えをお伺いしたい。

民生課長答―おし売り、寄付行為の苦情、相談について警察機関に對しては色々もちかけられているように伺つております。ただ、役場には直接的にまだきておりません。法的に取り締まるということはおし売り、寄付行為を強要したとか脅した場合は脅迫罪。また、訪問販売法違反があるようで、これは売つてもよいもの、悪いものがあるよう、この場合でも領収書あるいは会社名を明らかにすることが義務づけられています。最近のうわさにあるような事実については巧妙な手口で、これらのいづれにも触れないようなやり方で、関係機関の人も苦慮しているよう

です。ただ、調査もやつていますが、広報にも出しましたが、一概にそういう名称を出すわけにもいかず、今後住民個人個人の対処が大事なことであり、防犯連絡所もありま

国道三四二号線 改良計画について

問―国道三四二号線は、部分的には整備が終つてい

るよう、今年には仁郷から須川まで部分改良される様に聞いておりますが、住民の最も関心の高い人家密集地をどのように通り抜けるか問題と思つております。同時に一方通行でなく地区住民との話し合いの上協力を求める姿勢が必要と思ひますので、国・県の整備計画を聞いておりましたらお伺いします。

村長答―国道三四二号線改良は、県管理の国道であります。土木としては一応十文字から須川までは改良が済んだと解釈しております。従つて、今度は二次、三



バイパスが希まれている
菅生田地区

らないものはつきり断るような指導を考へていきたいと思つております。防犯の役場の窓口は民生課になるかもしれませんが、その点についても検討したいと思つております。

今年には仁郷から須川まで部分改良される様に聞いておりますが、住民の最も関心の高い人家密集地をどのように通り抜けるか問題と思つております。同時に一方通行でなく地区住民との話し合いの上協力を求める姿勢が必要と思ひますので、国・県の整備計画を聞いておりましたらお伺いします。



官行造林条例と 還付金未整理について

問(1)―現在の村官行造林条例は、昭和四十四年三月議会で制定したものでありますが、この条例による部落に対する収益の配分が、まだに決着がつかず、五十一年十月配分の五里台後山地区の七百九十七万八千五百円が五里台部落長名義で

預金口座に入つたままで足掛三年経過しております。また、五十三年度処分の沼ノ上官行造林分四百九十八万四千五百円支払われることになると思ひますが、この金もまた凍結になると思ひます。昭和四十四年三月に大正十五年制定した条例が不備ということで改正したとすると、その当時の改正の真意は何であつたか。現村長は四十一年五月、助役は四十二年の就任です。この条例案は村長が提案したものです。我々議員として任期中の問題はけじめをつけることが住民から選ばれた使命と思ひますので明解を答弁を願ひたい。

村長答―官行造林収益の配分に当たつて、相当年数経過したことは今一回限りのこととなく十分に検討して慎重な配分したいため時間をかけたものです。大正十五年制定した官行造林条例は非常に官僚的な字句の羅列でありましたので今の時勢に適さない面の改善でありました。内容は殆んど変わつてないと思ひます。この配分には随分時間をかけ数回関係者の参集を願ひ、三月二日には各部落長に集つていただき協議し配分案を示してあります。これによつて作業が進められると思ひます。

問(2)―村長は、大正十五年の条例を官僚的な字句をなおしただけのこととしたが、今の条例では収益の配分を受ける部落は明解に大字田子内、大字岩井川、大字椿川



答弁する村長

とされています。とすればこの条例案は村長が提案したものであり制定する時点ではつきりした意図があつたものであればなにも部落長会議等で審議し三年もかかる必要がなく、その時点ですぐ配分できることだと思ひますが、慎重審議は結構と思ひますがこの点答弁をいただきたいと思ひます。

村長答へ 慎重を期したということ、旧来の慣行或いは入会権がどうなっているかを様々な人から聞きたいため、しかし、老令化或いはじくなつた方もおりはつきりと聞き取れなかつたことが時間をかけた理由です。地区指定が大字

きざみのような形になつてゐるが、条例にあるとおり、保護管理した地域に対して村分収の三分をやる明文化です。従つて、処分された官行造林地はどこで保護管理したかが解釈の焦点になる訳です。今回の配分計画はそれに重点をおいて立てたという事実でございます。

問(3) 配分に手間どつたことは部落の従来の入会権とか慣行がわからないためとのことですが、そのようなことをわからないまま条例を提出したことに受けられるが、条例を作るときはもう少し慎重に審議しなければならぬと思ひます。

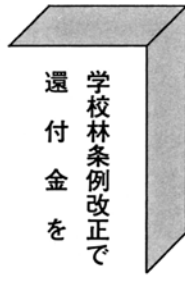
助役答へ なぜ配分が決まらなかつたかという、大字椿川、岩井川田子内の村三地区が統一するときに山林の使用権に関しては従来慣行を相侵さざることということが絶対ある訳です。従来慣行は自治法上の慣行であり、今度、民法上では入会権という名義になるそうです。あそこ(大柳沼周辺)の慣行は従来から大字椿川の全部落が使用していたということ、谷地奥部落の従来からの慣行使用権であつたということがもつれた原因であつた訳です。

四十四年の条例改正で、官行造林地内の副産物は当該所属部落民に対し採取を認めるとあります。当該所属部落民とは、従来からの慣行、即ち、大字椿川のものであつたか谷地奥のものであつたか

いうことです。

収益の分収権については、旧条例は「造林地保護のため各部落民に交付すべき分収の三割の歩合」とあるものが、これは東成瀬一円か大字ごとなかわからないことで四十四年の条例で、大字田子内地区官行造林は田ノ沢。大字岩井川地区は沼又、柳沢。大字椿川地区は掃部畑、五里台後山、ヨリコ台、沼ノ上、キツフシ、横倉地区なんだと、但し、従来慣行、その部落へ入会権によつては全部落への配分関係ではないと解釈しています。

学校林条例改正で 還付金を



問(1) 学校林条例については、五十二年十二月、五十三年三月定例会で質問した訳ですが、土地使用条例との関係でまだがらわしい点を整理して改正すべく提出するということでした。今だに何やらわかっていない。また、新規植栽等は部落と協議、契約等も必要と思はれるがしていない。官行造林等とのかね合いから、学校林の場合も当該部落に還付金を交付すべきでないかに対しても形の上ではやられてない。官行造林収益金等の入る部落はそれを自己負担で事業がで

きるが、そのような金が入つてこない部落は地元負担即個人負担となり事業実施が難しい。このよう不公平の是正は村の責任者として考えなければならぬことと思ひがこれにつき村長に伺いたい。

村長答へ 学校林は、あくまでも独自の考えのもとに、村立小中学校の維持管理のためにありますが、教育基本法の精神にのつとて生徒に植林思想を高めることが大きな目当てで、維持、管理は全村に緑の少年団を組織して仕事を進め毎年県から表彰されています。

質問者は、学校林にも部落に対する分収金を交付すべきでないかとのことですが、条例にはそのことがうたつておらない訳ですが、

土地使用条例との関係から検討の余地はあると前に述べた訳で、主旨がそのようでありますので、将来新規植栽する場合は部落還付契約しても結構と思ひますが村内各所に公団造林等奨励してのも一つの方法をどうの方向をとるのでも一つの方法と思ひます。行政の原点は公平の原理に至つてい

るもので、その精神で私は今まで行政を進めてきたつもりでございます。

れば還付を考へてもいいと思ひますが、事実滝ノ沢の場合は去年新規に植林したが事前に部落と協議、契約してやるべきですが、学校林であつたものをまた学校林にするとして電話で部落長に連絡し、いいものと解釈し植えたということに協議にならないと思ひます。これから収穫するまでには五十乃至六十年となり、その時点でまたこのような問題が生じると思うのでなぜ契約してきつちりしておかないものか。また滝ノ沢の場合は、学校林を伐採した学校林として植えた。岩井川の場合は、学校林を伐採しこんどは部落で植えた。このようなことはどのようになつて

ているのか。(次ページへ)



村長答へここで数字的にどうするかと申し上げるべきでないと思います。学校林をたくさんやってくるころとそうでないところの部落間の調整も再検討に値するでないかとも思っております。ただ、地域を他と比較して分取還付金がないことだけを観点におかないで範囲を広げて公のことを進めるべきでないかと思っております。現在の条例は四十二年に作製したもので内容的に現実には合わないものがあるので再検討したいと思っております。部落長は、部落の代表であり、連絡に答えた場合は当然部落と相談するのが当たりまえと思っておりますが、私の方のアドバイスも足りなかつたかもしれませぬけれども部落でももう少し考えていただきたいことだと思っております。

助役答へ学校林は、通学区域ごとに植えておりますが、前に切つた地域にも還元しておりませんので滝ノ沢地区が切つたからと分取金をやることは不公平になるのでできない訳です。中学校が統合した場合、従来の慣行使用権、即ち岩井川が充れば全村のものになり岩井川が損をするということ、この点に関してはどのような方向づけが一番よいか考えておるところです。

岩井川部落で植えたことに対しては、部落民において黒滝だけは部落の直営林にさせてほしいとのことと植えたと思えます。

53年議員交流・研修会あれこれ

○湯沢市議会と親善野球大会
 湯沢市議会と親善野球大会が十九日、広域東成瀬村野球場で開かれました。五十三年八月二十九日、広域東成瀬村野球場(田子内上林)で湯沢市議会と本村議会の



田子内上林での野球大会

本村議会では、他町村議会との交流、研修を深めて議員としての認識を高め村発展に寄与することをねらいつつ、色々活動しているところでもあります。次のものを五十三年に実施されたものから拾ってみます。

○増田町議会との親善野球大会
 五十三年十月六日、増田町吉野球場で増田町議会と本村議会の親善野球大会が行われました。この大会では、我がチームのユニホームはトレバスタイルで、よくよく奮闘しましたが惜敗に終わりました。

○増田町議会との懇談会
 五十三年十二月八日、これも恒例の増田町・本村議会正副議長、各委員会正副委員長による懇談会が開催された。これは、本村と増田町は隣接しており、色々な面で共通な施策が必要なことから開催しているもので、①川口と下田線の見通し②大森山トンネル周辺に対する公衆便所建設③成瀬ダム建設④国道32号線改良⑤小貫山堰改良⑥湯ノ沢、菅生田バイパスについて一等の話し合いがなされた。

五十三年八月七日、十文字町総合文化センターで恒例の雄・平二郡議員研修会が開催された。「農業の現状と今後の問題」というテーマで、秋田魁新報社編集委員藤川浄之氏の講演があり、大湯村の減反状況の話に聞き入っていた。

自治功勞

三氏表彰される

- 全国町村議会議長会長表彰
 - ・議長職七年以上功勞及び議員三十年以上功勞
 議長 伊藤 誠 也
 - ・議員十五年以上功勞
 副議長 鈴木 健 吉
 議員 佐々木 喜代松
- 秋田県町村議会議長会長表彰
 - ・議長職七年以上功勞
 議長 伊藤 誠 也

議会日誌から

- 1/17 県議長会理事・評議員会議(秋田)
- 1/18 県町村会と県議長会懇談会(秋田)
- 1/22 正副議長、常任委員長会議
- 1/23 郡議長会(湯沢)
- 1/25 村地域問題懇談会
- 2/2 水編対策会議、農業指導センター会議
- 2/7 全国町村議定会定例会(東京)
- 2/13 水編対策会議
- 2/16 郡議長会(湯沢)
- 2/17 故佐藤五郎氏葬儀
- 2/20 増田警察署長歓迎会(増田)
- 2/24-26 出稼者神奈川集会(横浜、議長出席)
- 2/27 県議長会定期総会(秋田)
- 3/3 全員協議会
- 3/5 議員名鑑作成説明会(秋田)
- 3/8 議会運営委員会
- 3/9 議会三月定例会開会
- 3/10 猟友会春祭り
- 3/14 東中卒業式
- 3/16 議会三月定例会終了
- 3/19 小学校卒業式
- 3/27 老人憩の家竣工式
- 3/28 県議長会正副会長会議(秋田)